産前産後期間に係る国民健康保険料等の軽減届について(ご案内)

<届出の方法>

1 郵送による届出(別世帯の方による届出は不可)

※ 届出に来た人は「世帯主」となります。

必要なまの

産前産後期間に係る国民健康保険料等の軽減届(中野区のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードまたは印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。)



- 2 母子健康手帳の表面(お名前の記載のあるもの)と出産予定日または出産日のわかるページの写し
- 3 世帯主または申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、国民健康保険証、運転免許証、 パスポート、在留カード等)の写し
- 4 世帯主及び申請者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)の写し

注 : 他の書類が全て揃っていて不備等が無いときは、4のマイナンバー確認書類は

無くてもお受けします。

ご注意事項 1 原則として、お送りいただいた証明書等は返却しません。

- 2 書類に不備等があるときは、手続を進められないため書類一式を返送することがあります。
- 3 郵送方法は、なるべく <u>簡易書留郵便</u> または <u>特定記録郵便</u> にしてください。

2 窓口での届出

必要な書類等は「1 郵送による届出」と同じです。

ただし、**窓口での届出の場合、母子健康手帳や本人確認書類等は「写し」ではなく「原本」をご持参ください**。本人確認書類等は必要に応じ写しをとります。

窓口にいらっしゃる方と世帯主の方が違う場合は、世帯主の方のマイナンバー及び本人確認書類が無くてもお受けします。

◇ 中野区役所2階6番窓口へ、平日の午前8時30分から午後5時までの間にお越しください。

お問合せ・郵送先

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所(2階6番窓口) 中野区国民健康保険 (中野区 保険医療課 資格賦課係) 電話 03-3228-5511 (直通)